（二）　（一）に該当する貨物のために設計された部分品であって、次の1から3までの全てに該当するもの
1　情報システムのセキュリティ管理が当該部分品の主たる機能ではないもの
2　（一）に該当する貨物の有する暗号機能を変更できず、かつ、当該貨物に新しい暗号機能を追加できないもの
3　当該部分品の機能が固定されており、特定の使用者のために設計又は改造されていないもの

第八条第九号タ中（三）を削る。

第九条第一号イ（四）中「音響送波器（」の下に「個々に動作する圧電性物質、磁歪性を有するもの、電歪性を有するもの又は電気力若しくは液圧力の要素を組み込んだ」を加え、同号イ（六）中「すべて」を「全て」に改め、「該当するもの」の下に「のうち、音響アレーの送受信のために設計されたもの」を加え、同号ロ（四）を同号ロ（五）とし、同号ロ（三）の次に次のように加える。

（四）　海底用又は港湾ケーブル用のハイドロホンアレーであって、（六）の水中音波センサーを組み込んだもの

第九条第一号ロに次のように加える。

（六）　加速度計を有する水中音波センサーであって、次の全てに該当するもの（粒子速度センサー又は地中聴音器を除く。）
1　三軸の加速度計により構成されるもの
2　総加速度感度が四八デシベルを超えるもの
3　三五メートルを超える水深で動作するように設計されたもの
4　操作周波数が二〇キロヘルツ未満のもの

第九条第十号ロ（四）1及び2を次のように改める。

1　一ピコ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
一　一パルス当たり〇・〇〇五ジュールを超えるパルスを発振するものであって、ピーク出力が五ギガワットを超えるもの
二　平均出力が二〇ワットを超えるもの
2　一ピコ秒以上のパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
一　一パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振するものであって、ピーク出力が三〇ワットを超えるもの
二　平均出力が三〇ワットを超えるもの

第九条第十号ロ（五）2を同号ロ（五）3とし、同号ロ（五）1中「一マイクロ秒以下」を「一ピコ秒以上一マイクロ秒以下」に改め、同号ロ（五）1を同号ロ（五）2とし、同号ロ（五）1として次のように加える。

1　一ピコ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
一　一パルス当たり〇・〇〇五ジュールを超えるパルスを発振するものであって、ピーク出力が五ギガワットを超えるもの
二　単一横モードで発振するものであって、平均出力が二〇ワットを超えるもの

第九条第十号ロ（六）中3を4とし、2を3とし、同号ロ（六）1中「一ナノ秒未満」を「一ピコ秒以上一ナノ秒未満」に改め、同号ロ（六）1を同号ロ（六）2とし、同号ロ（六）1として次のように加える。

1　一ピコ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
一　ピーク出力が一パルス当たり二ギガワットを超えるもの
二　平均出力が一〇ワットを超えるもの
三　一パルス当たり〇・〇〇二ジュールを超えるパルスを発振するもの

第九条第十三号ル（二）を次のように改める。

（二）　圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの（航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであって、次の1から5までの全てに該当するものを除く。）
1　パルス圧縮比が一五〇未満のもの
2　圧縮パルス幅が三〇ナノ秒を超えるもの
3　単一の回転する機械式走査アンテナを有するもの
4　ピーク出力が二五〇ワット未満のもの
5　周波数ホッピング能力を有していないもの

第九条第十三号ヲ中「利用するもの」の下に「（船舶航行サービスのために用いられる装置又はその部分品を除く。）」を加え、同号ヲ（一）中「衝突防止用のものであって、」を削り、「、船舶搭載用又は港湾用のもの」を「又は航海用レーダーの衝突防止機能」に改め、同号ヲ（三）及び（四）中「（海上交通管制用のものを除く。）」を削る。

第十条第二号イ（二）1中「四〇度」を「四度」に改め、同号イ（二）2中「〇・二度以下」を「〇・一度以下」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置であって、次のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明したものを除く。）
イ　航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計されたものであって、位置参照情報によらずに位置情報を提供するもののうち、ノーマルアライメント後の精度が次のいずれかに該当するもの
（一）　平均誤差半径が一時間につき〇・八海里以下のもの
（二）　平均誤差半径が移動距離の〇・五パーセント以下のもの
（三）　平均誤差半径が二四時間で総ドリフト一海里以下のもの
ロ　航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、位置参照情報を内蔵するものであって、全ての位置参照情報の喪失後四分以内に位置情報を提供し、平均誤差半径が一〇メートル未満のもの
ハ　航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、真北方向を示すものであって、次のいずれかに該当するもの
（一）　最大動作角速度が一秒当たり五〇〇度未満であって、位置参照情報を用いない機首方位精度が一秒当たり〇・〇七度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度四五度の地点において六分以下のもの
（二）　最大動作角速度が一秒当たり五〇〇度以上であって、位置参照情報を用いない機首方位精度が一秒当たり〇・二度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度四五度の地点において一七分以下のもの